

公共施設 LED 照明導入推進事業
基本協定書（案）

金沢市

公共施設 LED 照明導入推進事業

基本協定書（案）

公共施設 LED 照明導入推進事業（以下「本事業」という。）に関し、金沢市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「代表企業」という。）及び参加表明書に構成企業又は協力企業として明記された者をいう。（個別に又は総称して以下、「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的）

本基本協定は、本事業に関し、乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と、乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）との間で、本事業及び本事業に係る資金調達並びにこれらに付随し、関連する一切の事項に関し、事業予定者が設立する本事業を実施することのみを目的とする特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）と市との間で、契約（以下「事業契約」という。なお、金沢市議会（以下「市議会」という。）の議決を得るまでは「仮契約」という。）を締結することに向けた、甲及び乙双方の義務について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 （当事者の義務）

- 1 甲及び乙は、甲と事業予定者との間で締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本事業の手續における甲の要望事項を尊重するものとする。

第3条 （SPC の設立）

- 1 代表企業及び構成企業は、本基本協定締結後、令和7年2月●●日までに、SPC を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。
- 2 前項の場合、代表企業及び構成企業は、必ず事業予定者に出資しなければならない。

第4条 （業務の委託又は請負）

- 1 事業予定者による本事業の実施に関し、乙は、事業予定者として本事業の整備（以下「本件整備」という。）及び本事業の維持管理（以下「本件維持管理」という。）に係る業務のうち調査・設計・施工及び維持管理に係る業務を●●●●株式会社に、その他業務を●●●●株式会社にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める各業務を委託し、又は請け負わせる者と事業予定者との間において、各業務に関する業務

委託契約若しくは請負契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、当該契約書等の写しなど各業務を委託し、又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。

- 3 第1項により事業予定者から各業務を受託し、又は請け負った者は、当該受託し、又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

第5条 (事業仮契約の締結)

- 1 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和7年2月下旬を目処として、甲と事業予定者との間において、仮契約書を締結させるものとする。
- 2 前項の仮契約は、市議会の議決を得たときに本契約として、その効力を生じる。ただし、市議会において否決されたときは、仮契約は無効とする。
- 3 甲及び乙は、仮契約書締結後も、本事業の円滑な実施のために互いに協力するものとする。

第6条 (甲の催告による解除権)

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本基本協定及び事業契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本基本協定及び事業契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内又は履行期限後相当の期間内に事業契約の履行及び本基本協定の目的を達する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 正当な理由がなく契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、本基本協定及び事業契約に違反したとき。

第7条 (甲の催告によらない解除権)

- 1 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除し、事業契約を締結しない。
 - (1) 本基本協定及び事業契約の規定に違反してサービス購入対価債権を譲渡したとき。
 - (2) 事業契約を履行することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 乙が事業契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の事業契約の一部の履行が不能である場合又は乙が事業契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは事業契約の目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本基本協定及び事業契約の目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が事業契約の履行をせず、甲が前条の催告をしても本基本協定及び事業契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 本事業の執行が著しく困難になったこと、その他やむを得ないと認められる事由によって、乙が事業契約の解除を申し入れたとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料に係る債権を譲渡したとき。
- (9) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と協定及び契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して本基本協定及び事業契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- ク 乙が金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第43条の2第1項第7号から第10号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対してその損害の賠償を求めることはできない。

第8条（準備行為）

- 1 乙は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ相当な範

困で、当該準備行為に協力するものとする。

- 2 前項の準備行為の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

第9条（事業契約不調の場合の処理）

- 3 事由の如何を問わず、甲と事業予定者との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自が負担するものとし、甲及び乙は、相互に債権債務関係が生じないものとする。
- 4 事業契約の締結に至らなかった場合において、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、乙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙は返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

第10条（秘密保持）

- 1 甲と乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本基本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合する場合はこの限りではない。
 - (1) 公知である場合
 - (2) 本基本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
 - (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
 - (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
 - (5) 甲が金沢市情報公開に関する条例（平成3年3月26日条例第2号）に基づき開示を求められた場合
 - (6) 当事者の弁護士その他本事業に係るアドバイザー、出資者に守秘義務を課して開示する場合
 - (7) 乙が本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合
 - (8) その他法令に基づき開示する場合
- 2 甲が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、甲において当該請求の内容が、同条例第7条及び第8条の非公開とする情報にあたると思慮するときは、甲は優先交渉権者に対して、その旨を通知するものとし、乙は甲に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に甲に示し、甲に協議を求めることができるものとする。
- 3 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータ及び帳票資料等に記載された個人情報並びに当該情報から乙が作成した個人情報（以下、本条におい

て、これらを総称して「個人情報」という。)を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。

- 4 前項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従うものとする。
- 5 乙は、乙の役員、従業員、代理人、弁護士その他本事業に係るアドバイザー、及び、本事業に関連して乙に資金を提供している金融機関、本事業の各業務を乙から受託し又は請け負った第三者(乙から直接受託又は請け負った者に限られない。)に対し、第1項、第3項及び第4項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。
- 6 本条に定める乙の義務は、本協定終了後も存続する。また、乙の役員、従業員、代理人、弁護士その他本事業に係るアドバイザー、及び、本事業に関連して乙に資金を提供している金融機関、本事業の各業務を乙から受託し又は請け負った第三者(優先交渉権者から直接受託又は請け負った者に限られない。)がその地位を失った場合であっても、乙は、これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない。

第11条 (有効期間)

本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日から事業契約の全てが終了した日までとし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。本基本協定の有効期間の終了に関わらず、第6条、第7条、第9条、第10条及び第13条の規定の効力は存続する。

第12条 (基本協定の変更)

本基本協定の規定は、全ての当事者の書面による合意がなければ、変更することができないものとする。

第13条 (準拠法及び裁判管轄)

本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は金沢地方裁判所とする。

第14条 (協議)

本基本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲及び乙協議の上、定めるものとする。

本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲並びに乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲
所在地 石川県金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市
金沢市長 村山 卓
印

乙
【代表企業】
所在地 ●●（都府県）●●市●●丁目●●番地
商号又は名称 ●●●●
代表者氏名 ●●●● 印

【構成企業】
所在地 ●●（都府県）●●市●●丁目●●番地
商号又は名称 ●●●●
代表者氏名 ●●●● 印

所在地 ●●（都府県）●●市●●丁目●●番地
商号又は名称 ●●●●
代表者氏名 ●●●● 印

【協力企業】
所在地 ●●（都府県）●●市●●丁目●●番地
商号又は名称 ●●●●
代表者氏名 ●●●● 印

所在地 ●●（都府県）●●市●●丁目●●番地
商号又は名称 ●●●●
代表者氏名 ●●●● 印

別表

1. 設計・施工・維持管理対象施設

| NO | 分類 | 施設名 |
|----|---------|-------------------------|
| 1 | 文化・スポーツ | 金沢職人大学校 |
| 2 | 文化・スポーツ | 安原スポーツ広場 |
| 3 | 文化・スポーツ | 戸室スポーツ広場 |
| 4 | 文化・スポーツ | 内川スポーツ広場 |
| 5 | 文化・スポーツ | 西部市民憩いの家 |
| 6 | 文化・スポーツ | 金沢市民野球場 |
| 7 | 環境関連 | 戸室リサイクルプラザ 処理棟 |
| 8 | 環境関連 | 西部管理センター |
| 9 | 環境関連 | 東部管理センター |
| 10 | 環境関連 | 西部リサイクルプラザ |
| 11 | 環境関連 | 東部リサイクルプラザ |
| 12 | 環境関連 | 戸室リサイクルプラザ プラザ棟 |
| 13 | 福祉関連 | 老人福祉センター万寿苑分館十一屋生きがい交流館 |
| 14 | 福祉関連 | 卯辰山公園健康交流センター千寿閣 |
| 15 | 福祉関連 | 万寿苑 |
| 16 | 福祉関連 | 松寿荘 |
| 17 | 福祉関連 | 鶴寿園 |
| 18 | 福祉関連 | 金沢福祉用具情報プラザ |
| 19 | 福祉関連 | 元町福祉健康センター |
| 20 | 福祉関連 | 保健所、駅西福祉健康センター、駅西健康ホール |
| 21 | 消防関連 | 駅西消防署 |
| 22 | 消防関連 | 中央消防署 高尾台出張所 |
| 23 | 消防関連 | 金石消防署 |
| 24 | 消防関連 | 駅西消防署 玉川出張所 |
| 25 | 消防関連 | 金石消防署三和出張所 |
| 26 | 消防関連 | 中央消防署泉野出張所・防災資機材備蓄施設 |
| 27 | 消防関連 | 金沢市消防局 中央消防署 |
| 28 | 消防関連 | 中央消防署 味噌蔵出張所 |
| 29 | 消防関連 | 駅西消防署 小坂出張所 |
| 30 | 公営住宅関連 | 若草町住宅 |
| 31 | 公営住宅関連 | 緑が丘住宅 |
| 32 | 公営住宅関連 | 円光寺住宅 |
| 33 | 公営住宅関連 | 上荒屋住宅 |

| | | |
|----|--------|----------------------|
| 34 | 公営住宅関連 | 松寺町住宅 |
| 35 | 公営住宅関連 | 金石曙住宅 |
| 36 | 公営住宅関連 | 額新町住宅 |
| 37 | 公営住宅関連 | 光が丘住宅 |
| 38 | 公営住宅関連 | 緑住宅 |
| 39 | 公営住宅関連 | 大桑町住宅 |
| 40 | 公営住宅関連 | 平和町住宅 |
| 41 | 公営住宅関連 | 河原市町住宅 |
| 42 | 公営住宅関連 | 金石新本町住宅 |
| 43 | 公営住宅関連 | 八日市住宅 |
| 44 | 公営住宅関連 | 芳斉住宅 |
| 45 | 公営住宅関連 | 田上本町住宅 |
| 46 | 公営住宅関連 | 栗崎町住宅 |
| 47 | 公営住宅関連 | みどり集会所 |
| 48 | 公営住宅関連 | 三和公民館大集会室（上荒屋住宅集会所） |
| 49 | 公営住宅関連 | 金石曙住宅集会所 |
| 50 | 公営住宅関連 | 松寺町住宅集会所 |
| 51 | 公営住宅関連 | 栗崎町住宅集会所 |
| 52 | 公営住宅関連 | 大桑町住宅集会所 |
| 53 | 公営住宅関連 | 河原市町住宅集会所 |
| 54 | 公営住宅関連 | 田上本町住宅集会所 |
| 55 | 交通関連 | 武蔵地下駐車場（金沢駅通り線地下駐車場） |
| 56 | 交通関連 | 金沢駅東広場 |
| 57 | 交通関連 | 森本駅西自転車駐車場 |
| 58 | 交通関連 | 東金沢駅西自転車駐車場 |
| 59 | 交通関連 | 西金沢駅西自転車駐車場 |
| 60 | 交通関連 | 金石バス停前自転車駐車場 |
| 61 | 交通関連 | 十間町自転車駐車場 |
| 62 | 交通関連 | 乙丸駅前自転車駐車場 |
| 63 | 交通関連 | 森本駅東第1自転車駐輪場 |
| 64 | 交通関連 | 本町2丁目自転車駐輪場 |
| 65 | 交通関連 | 金沢駅原付バイク駐車場 |
| 66 | 交通関連 | 香林坊自転車駐車場 |
| 67 | 交通関連 | 兼六園下暫定自転車駐車場 |
| 68 | 交通関連 | 金沢駅西暫定自転車駐車場 |
| 69 | 交通関連 | 額住宅駅前自転車駐車場 |

| | | |
|-----|------------|---------------------------|
| 70 | 交通関連 | 鳴和バス停前自転車駐車場 |
| 71 | 交通関連 | 光が丘自転車駐車場 |
| 72 | 交通関連 | 四十万バス停前自転車駐車場 |
| 73 | 交通関連 | 表参道自転車駐車場 |
| 74 | 交通関連 | 割出駅前自転車駐車場 |
| 75 | 交通関連 | 蚊爪駅前自転車駐車場 |
| 76 | 交通関連 | 矢木1丁目自転車駐車場 |
| 77 | 交通関連 | 金沢駅第1自転車駐車場 |
| 78 | 交通関連 | 金沢駅第2自転車駐車場 |
| 79 | 交通関連 | 金沢駅第3自転車駐車場 |
| 80 | 交通関連 | 西金沢駅東自転車駐車場 |
| 81 | 交通関連 | 東金沢駅東自転車駐車場 |
| 82 | 公民・学校・研修関連 | 金石市民センター |
| 83 | 公民・学校・研修関連 | 押野市民センター |
| 84 | 公民・学校・研修関連 | 安原市民センター |
| 85 | 公民・学校・研修関連 | 森本市民センター |
| 86 | 公民・学校・研修関連 | 浅川市民センター |
| 87 | 公民・学校・研修関連 | 犀川市民センター |
| 88 | 公民・学校・研修関連 | 湊市民センター |
| 89 | 公民・学校・研修関連 | 中央共同調理場 |
| 90 | 公民・学校・研修関連 | 西部共同調理場 |
| 91 | 公民・学校・研修関連 | 北部共同調理場 |
| 92 | 公民・学校・研修関連 | 東部共同調理場 |
| 93 | 公民・学校・研修関連 | 市立工業高等学校 |
| 94 | 公民・学校・研修関連 | 金沢市異業種研修会館 |
| 95 | 公民・学校・研修関連 | 金沢市ものづくり会館 |
| 96 | 公民・学校・研修関連 | 金沢市東斎場 |
| 97 | 公民・学校・研修関連 | 金沢市南斎場 |
| 98 | 公民・学校・研修関連 | 金沢学生のまち市民交流館（学生の家） |
| 99 | 公民・学校・研修関連 | 金沢学生のまち市民交流館（交流ホール） |
| 100 | 公民・学校・研修関連 | 近江町交流プラザ |
| 101 | 公民・学校・研修関連 | 中央公民館彦三館 |
| 102 | 公民・学校・研修関連 | キゴ山ふれあい研修センター 青少年交流棟 |
| 103 | 公民・学校・研修関連 | キゴ山ふれあい研修センター 天文学習棟 |
| 104 | 公民・学校・研修関連 | キゴ山ふれあい研修センター こども交流棟 |
| 105 | 公民・学校・研修関連 | キゴ山ふれあい研修センター（戸室マレットゴルフ場） |

| | | |
|-----|------------|-------------------------|
| 106 | 公民・学校・研修関連 | キゴ山ふれあい研修センター（小動物舎野外便所） |
| 107 | 公民・学校・研修関連 | 花園保育所 |
| 108 | 公民・学校・研修関連 | 矢木保育所 |
| 109 | 公民・学校・研修関連 | 金石保育所 |
| 110 | 公民・学校・研修関連 | 八日市保育所 |
| 111 | 公民・学校・研修関連 | 三馬保育所 |
| 112 | 公民・学校・研修関連 | 光が丘保育所 |
| 113 | 公民・学校・研修関連 | 八田保育所 |
| 114 | 公民・学校・研修関連 | 中村町保育所 |
| 115 | 公民・学校・研修関連 | 森山保育所 |
| 116 | 公民・学校・研修関連 | 大桑保育所 |
| 117 | その他 | 金沢市農業センター |
| 118 | その他 | 石川県金沢食肉流通センター |
| 119 | その他 | 金沢海みらい図書館 |
| 120 | その他 | 食肉衛生検査所 |
| 121 | その他 | 動物愛護管理センター |

2. 維持管理対象施設

| NO | 分類 | 施設名 |
|-----|------|-------------|
| 122 | 交通関連 | 香林坊地下自転車駐車場 |
| 123 | 消防関連 | 中央消防署小立野出張所 |